

東日本大震災

被災者支援に関する各種制度のお知らせ



令和4年4月1日現在

白 石 市

*支援制度は、随時変更・追加される場合がありますので、
各担当部署にお確かめの上、ご利用くださるようお願いします。

目 次

1. 経済・生活面の支援

(1) 負傷や疾病による障害が出た・世帯主などが死亡し経済基盤を失った

[災害障害見舞金] 3 [災害弔慰金] 3

(2) 生活再建の資金

[生活復興支援資金貸付制度] 4

(3) 税金や保険料などの減免

[軽自動車の課税の停止] 5 [国民年金保険料の減免] 5

(4) 医療費や介護サービス利用料の免除

[国民健康保険医療費・後期高齢者医療費自己負担金の免除] 5
[介護保険サービス利用料の免除] 5

(5) 児童・生徒の就学支援

[小・中学生の就学援助制度] 6

2. 住まいの確保・再建のための支援

(1) 住まいの建て替えや応急的な修理

[住まいの復興給付金制度] 7

(2) 住宅を取得される方への支援

[白石市定住者補助金制度] 8 [白石市民住宅取得補助金] 8
[白石市定住紹介奨励金] 9

3. 国・県などの各種被災者支援制度 10

4. すでに受付等を終了した事業等 11

【参 考】 *チェックシート（目次）としてご活用ください*

■「り災証明」判定結果【全壊・大規模半壊・半壊】を要件にしている事業

- 小・中学生の就学援助制度〈6ページ掲載〉
- * 災害復興住宅融資(住宅金融支援機構が実施します)〈10ページ〉

■「り災証明」以外の基準も要件（半壊以上でなくとも対象の場合あり）の事業

- 生活復興支援資金貸付制度 〈4ページ掲載〉
- 軽自動車税の課税停止(地震や津波で被災し使用不能・所在不明の場合) 〈5ページ〉
- 国民年金保険料の減免(平成23年3月11日時点で12市町村(福島県田村市、南相馬市等)に住所を有していた方など) 〈5ページ〉
- 国民健康保険医療費・後期高齢者医療費自己負担金の免除
(原発事故で避難指示等の対象地域に住んでいた方) 〈5ページ〉
- 介護保険サービス利用料の減免(原発事故で避難指示等の対象地域に住んでいた方) 〈5ページ〉
- 小・中学生の就学援助制度(原発事故で警戒区域等の対象地域に住んでいた方) 〈6ページ〉
- 住まいの復興給付金制度(住まいの復興給付金事務局) 〈7ページ〉

■すでに受付等を終了した事業等

- り災証明書 〈11ページ掲載〉
- 被災証明書 〈11ページ〉
- 特定健診受診料の還付 〈11ページ〉
- 住宅の応急修理制度 〈11ページ〉
- 応急仮設住宅(民間賃貸住宅)借り上げ 〈11ページ〉
- 応急仮設住宅等入居者に対する物品等の寄贈 〈11ページ〉
- 宅地災害復旧補助金 〈12ページ〉
- 損壊家屋の解体処分 〈12ページ〉
- 保育園保育料の減免 〈12ページ〉
- 白石市焼却灰排出抑制事業補助金 〈12ページ〉
- 住宅災害復旧等補助金 〈13ページ〉
- 被災者生活再建支援金 〈13ページ〉
- 災害援護資金の貸付 〈13ページ〉

1. 経済・生活面の支援

(1) 負傷や疾病による障害が出た・世帯主などが死亡し経済基盤を失った

【災害障害見舞金】（申請・問い合わせ先：福祉課【福祉センター内】 22-1400）

災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、下記のような重度な障害を受けた方に、見舞金を支給します。

●対象となる障害の程度

- ①両目が失明した方
- ②咀嚼（そしゃく）および言語の機能を廃した方
- ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ⑤両上肢をひじ関節以上で失った方
- ⑥両上肢の用を全廃した方
- ⑦両下肢をひざ関節以上で失った方
- ⑧両下肢の用を全廃した方
- ⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる方

※対象とする災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害などです。

●支給額

- ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円を超えない範囲内で支給
- ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円を超えない範囲内で支給

【災害弔慰金】（申請・問い合わせ先：福祉課【福祉センター内】 22-1400）

災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。

●対象者

- ・災害により死亡した方（住民登録のある方、外国人登録のある方）のご遺族です。
- ・支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④祖父母です。

●支給額

- ・生計維持者が死亡した場合：500万円
- ・その他の者が死亡した場合：250万円

(2) 生活再建の資金

【生活復興支援資金貸付制度】（申請・問い合わせ先：

県社会福祉協議会 022-225-8478

市社会福祉協議会【福祉センター内】22-2130）

一定所得以下の被災世帯に対して、当面の間の生活費や転居費など生活再建のため必要となる資金を貸し付けます。

●対象世帯（下記3つの要件に全て該当する世帯が対象）

- ①東日本大震災により被災した世帯（震災により「り災証明書」または「被災証明書」の交付を受けた世帯）。
- ②東日本大震災前までに生計を維持していた低所得世帯または東日本大震災により低所得になった世帯。
「低所得世帯」とは、東日本大震災前の世帯の収入が下表の金額以下、または東日本大震災後の収入が一定基準以下の世帯のことです。（おおむね市町村住民税非課税程度の世帯も含む）

世帯収入の目安（月収）

世帯人員	世帯全員の収入
1人	154,000円
2人	234,000円
3人	318,000円
4人	381,000円
5人	434,000円

*5人を超える場合、1人増えるごとに35,000円が加算となります。

- ③宮城県内に住居があるか、または今後当面の間、宮城県内に居住して生活復興に向けた取組みを行う世帯。

●資金目的・貸し付け上限額

- ①一時生活支援費（当面の生活費）・・・月20万円以内（単身世帯は15万円以内）【貸付期間：6カ月以内】
- ②生活再建費（住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用）・・・80万円以内
- ③住宅補修費（住宅補修等に必要な費用）・・・250万円以内

●申込期間 当面の間

●連帯保証人 原則として1名必要です。

●貸付利率 年1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

●償還期間 貸付後2年以内の据置後、20年以内で償還。（貸付金額により、返済期間の目安があります）

●申請に必要なもの（下記以外にも必要となる資料を依頼する場合があります）

書類の種類	具体的な書類
借入申込者の確認	運転免許証 等
世帯確認	住民票 等
被災確認書類	り災・被災証明書 等
世帯収入の確認	源泉徴収票、所得証明書 等
失業したことの確認	離職票（写）、離職証明書 等
負債の状況確認	債務総額の分かる資料
連帯保証人の確認	住民票、所得分かる書類、印鑑証明書 等
購入品・工事の確認	見積書、図面、被災状況が分かる写真 等
他施策の利用状況の分かる資料	※施策によって求める資料が異なります。

●貸付についての注意点

- ①貸付については審査により、希望通りにならない場合があります。
- ②暴力団員であるものが属する世帯は借入申し込みができません。
- ③借入申し込みは、原則20歳以上の方となります。
- ④貸付が決定される前に契約済、または支払済の場合は対象外です。
（上記以外にも注意点があります）

(3) 税金や保険料などの減免

[軽自動車の課税の停止] (申請・問い合わせ先：税務課 22-1313)

地震や津波で被災し、使用不能・所在不明となった軽自動車などの平成23年度以降の課税を停止します(使用可能となった場合は後日課税)。

また、使用不能となった被災自動車の代わりに代替自動車を取得した場合、平成27年度中から令和3年度中に取得した車両は、それぞれ翌年度分の軽自動車税が非課税となります。

*** 国・県の税制支援については10ページを参照ください。**

[国民年金保険料の減免] (申請・問い合わせ先：大河原年金事務所 0224-51-3111、

平成23年3月11日時点で住所を有していた下記市町村)

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域等の被災者に対して、国民年金保険料を減免します。

●対象者

①平成23年3月11日時点で次の12市町村に住所を有していた方

田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、
双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯館村

●対象となる期間と申込期間 (令和4年度に申請受付を開始する分について記載しています。)

- ・一般免除 免除期間：令和4年7月分から令和5年6月分まで (申込開始は令和4年7月から)
- ・学生納付特例 免除期間：令和4年4月分から令和5年3月分まで (申込開始は令和4年4月から)

※上記の期間より前の期間について、これまで免除の申請をしなかった方も免除等を申請することが可能となりました。ただし、申請できる期間は、申請した日からさかのぼって2年1か月前までの期間です。

●申請に必要なもの 年金手帳、身分証明書

(4) 医療費や介護サービス利用料などの免除・還付

[国民健康保険医療費・後期高齢者医療費自己負担金の免除・還付]

(申請・問い合わせ先：健康推進課【健康センター内】 22-1362)

[介護保険サービス利用料の免除] (申請・問い合わせ先：

長寿課【福祉センター内】 22-1361)

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の医療費、介護保険サービス利用料について、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等の被災者に対しては、令和5年2月28日まで、医療費、介護サービス利用料の免除措置が継続されます。

(5) 児童・生徒の就学支援

[小・中学生の就学援助制度]

(問い合わせ先：お子様の就学校または市庁舎4階教育委員会学校管理課：22-1342)

東日本大震災で大きな被害を受けたご家庭のうち、お子様の就学費用の支払いが困難なご家庭に対し、学用品費や学校給食費など、就学に必要な費用の一部を援助する「就学援助制度」を行っております。

援助を受けるためには申請が必要ですので、希望する場合は、お子様の就学校または教育委員会学校管理課までお問い合わせください。

●対象者

経済的に就学が困難であると認められる世帯で次の①または②に該当する世帯

- ① 東日本大震災当時居住していた家屋の被害調査で半壊以上の判定を受けた世帯
- ② 東京電力福島第一原子力発電所の事故当時、居住していた地域が警戒区域、避難指示区域、緊急時避難準備区域

●適用期間

令和4年度

●申請に必要なもの

申請書、印鑑、り災証明書の写し、被災証明書（原発事故に伴う避難であることが分かる書類）等の写し、世帯全員の前年の所得を証明する書類

2. 住まいの確保・再建のための支援

(1) 住まいの建て替えや応急的な修理

[住まいの復興給付金制度]

(申請・問い合わせ先: 住まいの復興給付金事務局: 0120-250-460)

ホームページ <http://fukko-kyufu.jp>

東日本大震災で被害を受けた住宅の被災時の所有者が、平成26年4月以降の消費税が引き上げられてから、住宅を再取得したり、補修したりする場合の負担を軽減するための制度です。

□住宅を建築・購入した場合□

●対象者 (①～③すべて満たす人)

- ①被災住宅を所有
- ②再取得住宅を所有
- ③再取得住宅に居住

※すべてを満たしていない場合でも各要件を有する人が共同申請する場合、給付を受けることができます。

●対象者住宅

消費税率8%または10%の期間に、建築・購入した住宅の床面積が、建築の場合13㎡以上、購入の場合50㎡以上の住宅。

※「り災証明書」の「り災状況」が一部損壊または床下浸水の場合、被災住宅を取り壊していることが必要です。

●給付申請金額

再取得住宅の床面積や給付単価、持分割合に応じて給付されます。

□被災住宅を「補修」した場合□

●対象者 (①～③すべてを満たす人)

- ①被災住宅を所有している
- ②被災住宅の補修工事を発注 (実際に支払った補修工事の金額が税抜きで100万円以上)
- ③補修した被災住宅に居住

※すべてを満たしていない場合でも各要件を有する人が共同申請する場合、給付を受けることができます。

●対象住宅

消費税率8%または10%の期間に、補修した被災住宅。

●給付金額

被災住宅の床面積に、「り災状況」に応じた給付単価を掛けた額 (A) と、実際に支払った補修工事費の消費税の内、増税分に相当する額 (B) のどちらか少ない方で給付されます。

※申請書類は、各自治体などで入手できます。制度の内容や必要書類など、詳しくはホームページまたはコールセンターでご確認ください。

※申請は、再取得した住宅や補修工事が完了した被災住宅が引き渡された後に行うことができます。対象となる住宅について引渡し・入居期限がございますのでご注意ください。詳しくはホームページまたはコールセンターでご確認ください。

(2) 住宅を取得される方への支援

※下記記載の白石市定住者補助金制度・白石市民住宅取得補助金の併用はできません。

【白石市定住者補助金制度】（申請・問い合わせ先：市庁舎2階

まちづくり推進課 22-1327）

白石市に転入される方で、新築住宅もしくは中古住宅を取得し、永く住んでいただける方に補助金を支給します。さらに、住宅建設もしくは取得する際、市内建設関連業者（※）を利用した際に補助金を上乘せします。

●補助対象者

白石市内に住宅を新築もしくは中古住宅を取得し、市内に転入した方。

●補助要件（下記の全てに該当する方。）

- ・白石市内に自己が居住する新築住宅もしくは中古住宅を取得した方。
- ・相続、贈与等で取得した住宅でないこと。
- ・併用住宅の場合、住宅部分が1/2以上の面積であること。
- ・申請書の提出日から起算して過去3年以内に転入した方。
- ・転入した前日から起算して過去2年間、市内に住所を有していない方。
- ・定住誓約書を提出できる方。

●補助額

基本補助額：新築住宅もしくは中古住宅を取得した場合…30万円補助

上乘せ補助額：市内建設関連業者を利用し住宅を取得した場合…20万円上乘せ補助

●補助実施期間

平成27年4月1日から令和5年3月31日まで

●補助申請に必要な書類

基本補助額・白石市定住者補助金定住誓約書

- ・白石市定住者補助金交付申請書
- ・住民票謄本（写しでも可）
- ・住宅取得に係る工事請負契約書もしくは売買契約書の写し
- ・当該住宅の位置図及び平面図
- ・住宅の完成もしくは取得月日が分かる書類

上乘せ補助額・建設業法許可書または宅地建物取引業法許可書

- ・その他市長が必要と認める書類

※市内建設関連業者とは

白石市内に本店、営業所を有する法人または個人事業主で、下記のいずれかに該当する方。

- ・建設業法に基づく許可証を有する者。
- ・宅地建物取引業者免許証を有する者。
- ・(公社)日本建築士会連合会に加入している者で、事業所が白石市内の者。
- ・全国建設労働者組合総連合に加入している者で、事業所が白石市内の者。

【白石市民住宅取得補助金】（申請・問い合わせ先：市庁舎2階

まちづくり推進課 22-1327）

白石市内の方で、新築住宅もしくは中古住宅を取得し、永く住んでいただける方に補助金を支給します。

●補助対象者

白石市内に自己が居住する住宅を新築もしくは中古住宅を取得した方。

●補助要件（下記の全てに該当する方。）

- ・市内に自己が居住する新築住宅もしくは中古住宅を取得した方。
- ・相続、贈与等で取得した住宅でないこと。
- ・併用住宅の場合、住宅部分が1/2以上の面積であること。
- ・白石市内に住所を有している方。
- ・住宅完成若しくは取得後6ヶ月以内に申請した方。
- ・定住誓約書を提出できる方。

●補助額

10万円

●補助実施期間

平成27年4月1日から令和5年3月31日まで

●補助申請に必要な書類

- ・白石市民住宅取得補助金定住誓約書
- ・白石市民住宅取得補助金交付申請書
- ・住民票謄本（写しでも可）
- ・住宅取得に係る工事請負契約書もしくは売買契約書の写し
- ・当該住宅の位置図及び平面図
- ・住宅の完成もしくは取得月日が分かるもの
- ・その他市長が必要と認める書類

[白石市定住紹介奨励金]（申請・問い合わせ先：市庁舎2階

まちづくり推進課22-1327）

市外に住んでいる方に、白石市を紹介していただくと共に、市内に住宅の建設もしくは住宅の売買により転入を促進していただいた住宅建設関連業者（※）へ奨励金を出します。

●補助対象者

転入者の住宅建設もしくは中古住宅を販売した住宅建設関連業者。

●補助要件（下記の全てに該当する方。）

- ・白石市内での住宅取得を転入者に紹介した住宅建設関連業者。
- ・転入者の住宅建設もしくは中古住宅を販売した住宅建設関連業者。
- ・転入者から白石市定住者紹介証明書を発行された住宅建設関連業者。

●補助額

奨励金額：転入者の新築住宅建設もしくは中古住宅を販売等した場合…20万円（市外事業者は10万円）

●補助実施期間

平成27年4月1日から令和5年3月31日まで

●補助申請に必要な書類

- ・白石市定住者紹介証明書
- ・白石市定住者紹介奨励金交付申請書
- ・住宅取得に係る工事請負契約書もしくは売買契約書の写し
- ・当該住宅の位置図及び平面図
- ・建設業法許可書又は宅地建物取引業者免許書
- ・その他市長が必要と認める書類

※住宅建設関連業者とは、下記のいずれかに該当する方

- ・建設業法に基づく許可証を有する者。
- ・宅地建物取引業者免許証を有する者。
- ・（公社）日本建築士会連合会若しくは全国建設労働者組合連合会に加入している者。

3. 国・県などの各種被災者支援制度

【主な税制支援(国税関係)】 (*下記のお問い合わせ先に直接ご連絡ください。)

- 所得税 相続税 贈与税
- 被災者の「消費貸借に関する契約書」「不動産譲渡契約書」「建設工事請負契約書」についての印紙税
- 被災した建物等の所有権保存・移転・抵当権設定登記などの登録免許税
- 被災した自動車の自動車重量税 被災した自動車を買換えた場合の自動車重量税

*** 国税に関するお問い合わせ 大河原税務署0224-52-2202**

【主な税制支援(県税関係)】 (*下記のお問い合わせ先に直接ご連絡ください。)

- 東日本大震災で滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得する場合の被災家屋床面積相当分の不動産取得税
- 被災した自動車の自動車税
- 被災した自動車を買換えた場合の自動車取得税
- 被災して買換えた自動車の自動車税

*** 県税に関するお問い合わせ 大河原県税事務所0224-53-3111**

【災害復興住宅融資】

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、東日本大震災により住宅に被害が生じ、「り災証明書」の発行を受けた方(全壊・大規模半壊・半壊の場合)が新築や購入・補修をする場合に「災害復興住宅融資」を実施されています。

●融資金利・融資限度額

申込内容・融資メニューにより異なり、また金利については毎月変動しますので、住宅金融支援機構のホームページをご覧ください。

●問い合わせ先 住宅金融支援機構(災害専用ダイヤル 0120-086-353(9:00~17:00 祝日を除く))

4. すでに受付等を終了した事業等

〔り災証明書について〕（問い合わせ先：市庁舎1階 税務課 22-1313）

「り災証明書」は、被災された方からの申請により、市が住家（*）の被害状況の調査を行い発行する証明書で、各種の被災者支援制度の適用を受けるための基準となります。

（*住家・・・実際に居住に用いられている建物のことをいいます。）

*申請受付は、平成24年3月15日で終了しました。

〔被災証明書について〕（問い合わせ先：危機管理課【防災センター内】 22-1452）

「被災証明書」は、市が被災の事実を証明するものです。住家以外の被害については、被災された方の申請により「被災証明書」を発行します。

*申請受付は、平成24年3月15日で終了しました。

〔特定健診受診料の還付〕（問い合わせ先：健康推進課【健康センター内】 22-1362）

白石市の国民健康保険に加入している人で、東日本大震災で住宅が全半壊等の被害を受けた人は、特定健診受診料の自己負担金を還付します。

*申請受付は、平成24年3月30日で終了しました。

〔住宅の応急修理制度〕（問い合わせ先：市庁舎2階 建設課：22-1326）

災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。

応急修理は、市が業者に委託して実施します。

修理限度額は1世帯あたり52万円（超えた分は自己負担）です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。

*申請受付は、平成23年11月30日で終了しました。

〔応急仮設住宅（民間賃貸住宅）借り上げ〕（問い合わせ先：

市庁舎2階 都市創造課 22-1325）

災害救助法に基づく応急仮設住宅への入居条件を満たす世帯へ対して、県が民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供します。すでに自らで民間賃貸住宅を借りて入居している方でも対象になります。

*申請受付は、平成23年12月28日で終了しました。

〔応急仮設住宅等入居者に対する物品等の寄贈〕

（問い合わせ先：公営住宅関連 市庁舎2階 建設課 22-1326

民間賃貸住宅関連 市庁舎2階 都市創造課22-1325）

応急仮設住宅と同様に活用する公営団地や民間賃貸住宅に入居される被災者の方に対し、申請により日本赤十字社等が提供する生活家電セットなどの生活用品を宮城県を通じて寄贈します。

*申請受付は、平成23年12月28日で終了しました。

【宅地災害復旧補助金】（申請・問い合わせ先：市庁舎2階 都市創造課 22-1325）

被災した宅地の、擁壁や法面等の修繕及び補修工事を行う所有者等へ工事費用の一部を補助します。

30万円以上の修繕及び補修工事が対象となる白石市独自の復興支援事業です。

*申請受付は、平成27年3月31日で終了しました。

【損壊家屋の解体処分】（問い合わせ先：市庁舎1階 市民生活課22-1314）

東日本大震災により損壊した家屋及び貸家・事業所等の建物について、所有者の申請に基づき白石市が解体処分を行うことにより、危険防止や二次災害防止とともに、被災者の早期生活再建を支援します。

*申請受付は、平成24年3月15日で終了しました。

【東日本大震災義援金】（問い合わせ先：市庁舎3階 総務課22-1331）

日本赤十字社、中央共同募金会等の「義援金受付団体」、宮城県及び白石市に寄せられた義援金を、白石市を通じて被災者に支給します。

*申請受付は、平成24年4月5日で終了しました。

●支給基準、これまでの累計額（令和4年3月31日現在）

支給対象	区分	中央配分	県配分	市配分	これまでの支給累計額
死亡・行方不明者	一人当たり	107万1,373円	17万円	10,900円	125万2,273円
住宅全壊・全焼	一世帯当たり	100万1,373円	15万円	9,900円	115万4,900円
住宅大規模半壊・半焼		75万2,823円	10万円	7,400円	85万6,400円
住宅半壊・半焼		49万円	5万円	4,900円	54万4,900円
震災孤児	一人当たり	—	50万円	4,900円	50万4,900円
母子・父子世帯(全半壊世帯)	一世帯当たり	15万円	21万円	3,000円	36万3,000円
要援護者 (大規模半壊以上施設入所者)	一人当たり	15万円	11万円	2,000円	26万2,000円

●義援金の支給

※令和3年度が支給の最終となり、以降、追加支給はありません。

【保育園保育料の減免】（申請・問い合わせ先：市庁舎1階 子ども家庭課：22-1363）

所有または居住する住宅が全壊、大規模半壊、または半壊と判定された世帯の保護者

*保育園保育料の減免は、平成28年3月31日で終了いたしました。

【白石市焼却灰排出抑制事業補助金】（問い合わせ先：市庁舎1階 市民生活課22-1314）

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する飛散した放射性物質の影響により、汚染された薪の焼却灰から高濃度の放射性セシウムが検出されたことから、市内で薪風呂を使用している家庭を対象に、風呂の燃焼方式を薪からバーナーや給湯器に改修する場合、これに係る経費の一部を補助します。

*申請受付は、平成30年3月30日で終了しました。

〔住宅災害復旧等補助金〕（申請・問い合わせ先：市庁舎2階 建設課：22-1326）

市内に居住し、住民登録または外国人登録をしている方が、自己の住宅について、20万円以上の修繕および補修を市内施工業者に発注する場合に、その経費の一部を助成します。

*申請受付は、平成30年3月30日で終了しました。

〔被災者生活再建支援金〕（申請・問い合わせ先：福祉課【福祉センター内】22-1400）

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。

*申請受付は、平成30年4月10日で終了しました。

〔災害援護資金の貸付〕（申請・問い合わせ先：福祉課【福祉センター内】22-1400）

災害により負傷または住居、家財の損害を受けた世帯の世帯主に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

*申請受付は、令和2年3月31日で終了しました。

東日本大震災に伴い各地に避難した皆様へ

ご自身の情報をお知らせください。

東日本大震災等により、被災時の市町村から避難されている皆様の情報を任意でご提供いただき、「全国避難者情報システム」として避難前にお住まいの県や市町村へ情報提供を行っています。

- 対象者 東日本大震災に伴い住民登録地以外に避難されている方
- 白石市の受付窓口 市庁舎1階 市民生活課
- 必要なもの 身分を証明するものを持参ください。
- 問い合わせ先 市民生活課 22-1312